

## 放課後学童クラブの職員基準等の堅持及び

### 放課後学童支援員等の処遇改善を求める意見書（案）

放課後学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない学童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。学童の安全を確保するためには、学童を見守る職員の体制が万全である必要があります。

そのため、放課後学童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の学童に対応するものが必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされています。また、放課後学童支援員等の資質の向上も求められます。これからの職員配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後学童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後学童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されました。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、検討し、検証することになっています。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの学童を受け持つことになった場合には、放課後学童クラブの安全性が低下する恐れがあります。そもそも放課後学童クラブの運営にとって最優先すべきことは学童の安全の確保であり、このための最低基準として当該定められたものです。これを単に放課後学童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではありません。

また、放課後学童クラブにおける学童の安全を確保するためには、放課後学童支援員等の量的な確保とその資質向上が必要不可欠です。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、その要件が難しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後学童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態です。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求めます。

#### 記

1. 放課後学童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、学童の安全が確保されるよう堅持すること。
2. 放課後学童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 31年 3月 18日

和光市議会

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
厚生労働大臣	根本 匠 様